
了解声明及び効力についての注釈

了解声明及び効力についての注釈

ソフトウェア及び技術の無形の移転* (WA-GWG (01) DE 7 Version 2.0)

参加各国は、リストされた“ソフトウェア”及び“技術”に対する包括的な規制（無形の移転に対する規制を含む）を備えていることが重要であることを認識している。それゆえに、国家の輸出規制法は、移転が実行される方法にかかわらず、リストされた“ソフトウェア”及び“技術”の移転に対する規制を可能にしなければならない。**

参加各国は、無形の移転の規制に関するこれらの国家の規定の施行及び執行に関して得られる経験について、ワッセナー協定の中で相互の交換を継続することが重要であることについても認識している。新たな開発が、この問題に関係するすべてのリスクに対処するために考慮されなければならない。

- * このような状況において、“移転”は、イニシャルエレメント[初期要件]の意見の中で理解されている。この用語は、一国から他国への輸出を対象とする。
- ** “移転が実行される方法にかかわらず”とは、最低限、以下のことをいう：
 - － 有形の移転
 - － 電子メディア、ファックス又は電話によるリストされたソフトウェア及び技術の伝送を媒介とする無形の移転。

了解声明

ワッセナーアレンジメント参加国は、including、includes、such as又はe.g. で標記されるリストは例示的なものであり、事例を提供する意図でのみ例示されていることに同意している。

軍需品リスト

ML 8

了解声明

ML8. の材料を含有する特別に調製された医薬品は、規制されないことが了解されている。

ML 10 (NF (95) WG2/2)

軍需品リストからの品目がないこと及び軍事用の構成でないことは、航空機は軍用とみなされないということの意味する。

貨物及び技術のデュアルユースリスト

General Technology Note (NF (95) CA WP 1)

各国政府は、本リストに掲げる品目の“製造”又は“開発”に係るGeneral Technology Noteの対象となる“技術”の移転が、国家政策及びこのレジュームの目的に従って、警戒の念をもって取り扱わなければならないことを合意している。

General Technology Note (WG2 GTN TWG/WP1 Revised 2)

参加各国政府は自国の法律の適用範囲が許す限りにおいて無形“技術”に対する規制の行使を求められていることが了解されている。

 了解声明及び効力についての注釈

General Software Note (NF (95) CA WP 1)

各国政府は、本リストに掲げる品目の“製造”又は“開発”のための“ソフトウェア”の移転について、国家政策及び本レジュームの目的に従って、警戒の念をもって取り扱わなければならないことを合意している。

了解声明－ソースコード

国家の慣行及び法律を考慮する中で、参加各国は“ソースコード”品目が、明確に規制解除されている場合を除いて、“ソフトウェア”の規制、又は“ソフトウェア”及び“技術”の規制のいずれかで規制されることに合意している。

了解声明－医療機器 (NF (96) DG PL/WP1)

参加各国は、デュアルユースリストで規制される品目を組み込んだ装置であっても、医療の最終用途のために専用に設計された装置については規制されないことに合意している。

了解声明－中古品

デュアルユースリストの仕様は、新品又は中古品に対して等しく適用される。
中古品の場合、当該品が関連する仕様を満たす能力があるか否かを判断するため、国内当局による評価が行うことができる。

カテゴリ－4

4. E. 1.

了解声明

参加各国は、4. E. 1. のNote 2には、Note 1の最終用途の特質からして、Note 1が各国当局の権利を制限しないことを確認することが含まれていることを理解している。

~~カテゴリ－5－パート1~~~~5. D. 1. e.~~~~了解声明~~

~~5. D. 1. e. に含まれる規制条文は、2022年12月31日まで効力を有し、その更新は全会一致の同意を必要とするものとする。~~

カテゴリ－5－パート2

Note 3 – 暗号注釈

了解声明

ワッセナーアレンジメント参加各国は、2012年の本会議で承認された暗号注釈に対する注記が、その暗号注釈の適用範囲を変更しないこと及び国家の慣行を変更する意図がないことに合意している。

了解声明及び効力についての注釈

5. A. 2. a. 2

了解声明

多くの品目（ネットワークインフラ機器、ユーザー装置又は端末機器を含む）は、いくつかの機能の一つとしてデジタル通信又はネットワーク機能を有する場合がある。デジタル通信又はネットワーク機能を有することは、それ自体では品目が5. A. 2. a. 2. で指定されるには不十分であると参加国は認識している、5. A. 2. a. 2. としてみなされるには、品目は主たる機能としてデジタル通信又はネットワーク機能を有していなければならない。

~~5. A. 4. b.、5. D. 2. a. 3.、5. D. 2. c. 3.、5. E. 2. a. の注~~

~~効力についての注釈 5. A. 4. b.、5. D. 2. a. 3.、5. D. 2. c. 3. 及び5. E. 2. a. の注に含まれる規制条文は、2022年12月31日まで効力を有し、その更新は全会一致の同意を必要とするものとする。~~

カテゴリ9

~~9. A. 4. h.~~

~~効力についての注釈 9. A. 4. h. に含まれる規制条文は、2022年12月31日まで効力を有し、その更新は全会一致の同意を必要とするものとする。~~

9. E. 2.

了解声明

ガスタービンエンジンに関して9. E. で規制される“開発”又は“製造”“技術”は、修理、リビルド及びオーバーホールのための“使用”“技術”として用いられる場合であっても規制される。次に該当するものは規制から除外される：

損傷した又は使用不能となったライン交換ユニット（エンジン全体又はエンジンのモジュールの交換を含む）の較正、取外し又は交換に直接関連する保守作業に必要な技術データ、図面又は資料。

これらのリストで使用される用語の定義

了解声明

これらのリストにおいて、‘これらのリストで使用される用語の定義’の中に記載されている言葉及び用語は、これらの定義されていない形で用いられる場合、これらの言葉及び用語の一般に受け入れられているか或いは辞書的な意味をとることに、参加各国は注意している。各国政府は、このリストが国家の法律に翻訳される際に、国家の言語及び法律が許す限り、これらの区別を保つことを求められている。（‘これらのリストで使用される用語の定義’のNote 2についても参照のこと）。

注意 本節において言及する内容は、**2022年12月の本会議** ~~2021年12月の本会議~~で承認されたデュアルユース貨物及び技術並びに軍需品リストに適用される。